

(参考4)

地方公共団体の総合計画

1 改正前の地方自治法の関連規定

<都道府県> ※昭和31年改正で規定

旧地方自治法第2条第6項 都道府県は、・・・概ね次のような・・・ものを処理するものとする。

一 地方の総合開発計画の策定・・・等で広域にわたる事務に関すること。

<市町村> ※昭和44年改正で規定

旧地方自治法第2条第5項（その後4項） 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 昭和41年「市町村計画策定方法研究報告」

「市町村計画は、・・・

- ①基本構想—市町村又は市町村の存する地域における将来の目標及び目標達成の施策構想を基本的に取りまとめたもの
- ②基本計画—地域の将来の目標およびその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけてとりまとめたもの
- ③実施計画—基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政のなかにおいてどのように実施していくかを明らかにするためのもの

の3段階に区分して作成することが適当である。」

(参考5)

都道府県において複数の計画を一体的に策定している事例があるもの
(法定計画・通知等による計画)

出典：計画策定に関する調査結果（令和3年5月全国知事会
地方分権推進特別委員会 地方分権改革推進WT）

○子ども・若者分野

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画 ・子ども・若者計画
- ・子ども・子育て支援事業支援計画 ・母子家庭等及び寡婦自立促進計画
- ・母子保健計画 ・都道府県貧困対策計画

○環境分野

- ・地域気候変動適応計画 ・地方公共団体（温室効果ガス排出削減等）実行計画
- ・環境保全活動等行動計画 ・都道府県廃棄物処理計画
- ・都道府県食品ロス削減推進計画

○介護分野

- ・都道府県老人福祉計画 ・都道府県介護保険事業支援計画 ・介護給付適正化計画

○障害分野

- ・都道府県障害者計画 ・都道府県障害福祉計画 ・都道府県障害児福祉計画
- ・工賃向上計画

○医療分野

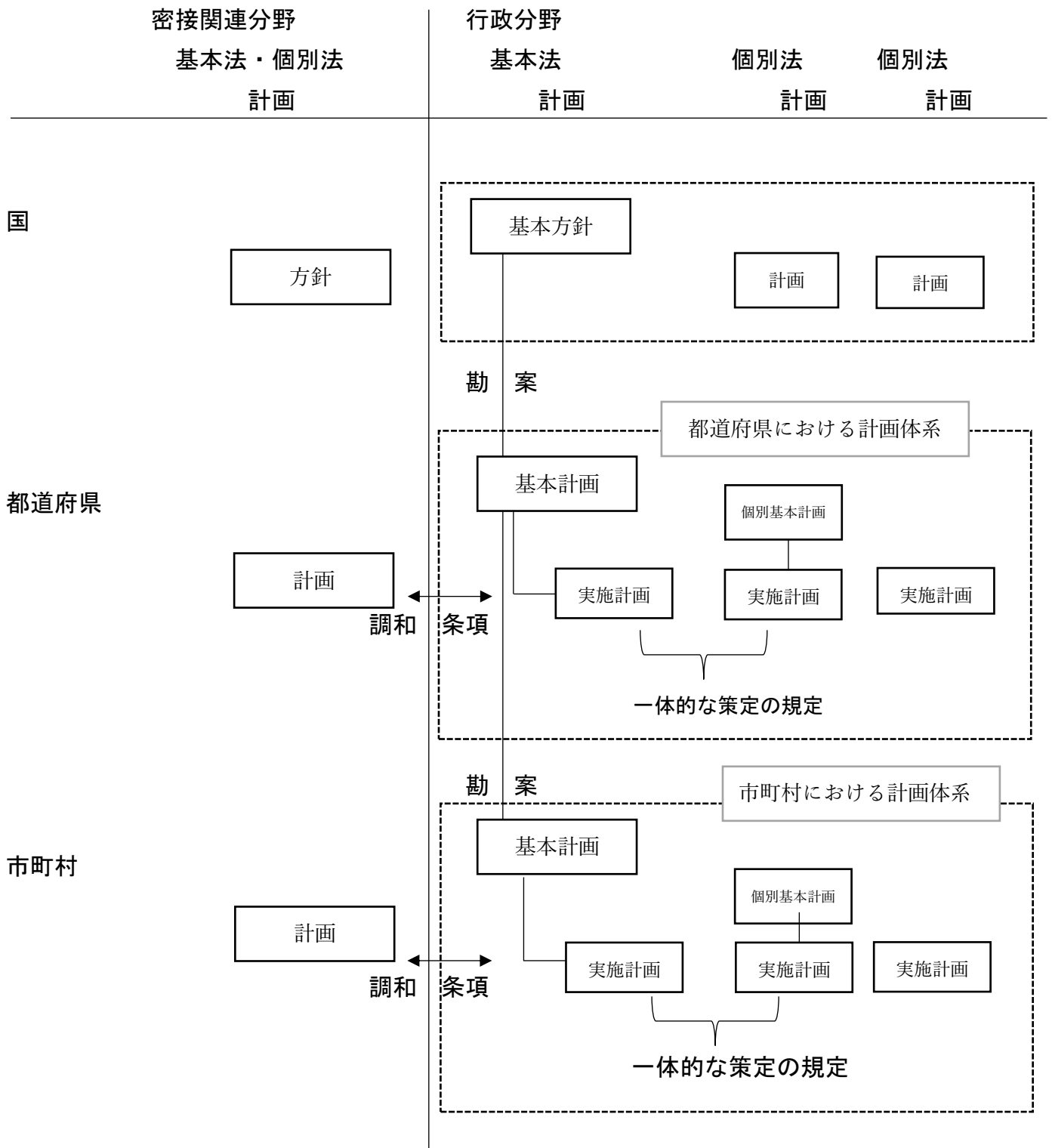
- ・都道府県医療計画 ・都道府県健康増進計画 ・都道府県感染症予防計画
- ・都道府県肝炎対策推進計画

○教育分野

- ・教育大綱 ・都道府県教育振興基本計画 ・学校安全計画

(参考6)

計画等の体系図（イメージ）





秋田県における計画行政の具体的支障例等について

令和5年1月13日
秋田県

庁内の多くの部署で計画策定に関する過大な事務負担等の支障がある。特に、令和5年度は、健康福祉部における計画策定等が17本に及ぶ予定となっており、各計画の策定に向けた審議会の開催やパブリックコメントの実施等が膨大な回数(想定150回以上)となるため、コロナ禍で業務が逼迫する中、年間を通して事務負担が非常に大きくなる見込みであり危機感を持っている。

1 計画の乱立による事務負担

主な支障事例

趣旨や目的が重複する計画、上位計画で代替可能な計画

内容や審議会等の構成員が重複するが、それぞれ審議会やパブリックコメント等の実施が必要であり事務負担が過大

➡ 統廃合
他の計画との一体化

事業申請にかかる計画と事業提案書の内容が重複するもの

事業申請に当たり、計画策定と事業提案書の作成が要件となっており、内容が重複しているものは負担が大きい

➡ いずれか一方のみでの対応を可能に

計画等の記載様式が複雑であるもの

同様の内容について別様式での記載を求めるなど、様式等により事務手続が煩雑になっている

➡ 簡素化
地方公共団体による独自策定を可能に

<R5健康福祉部の計画等の策定(予定)>

名称	審議会等	回数
第4期医療費適正化計画	保険者協議会	2
地域福祉支援計画	社会福祉審議会ほか1	5
第9期介護保険事業支援計画	高齢者対策協議会	4
第10期老人福祉計画		
国民健康保険運営方針	国保市町村連絡会議WG会議ほか2	9
障害者計画	障害者施策推進審議会	2
第7期障害福祉計画		
第3期障害児福祉計画	障がい者総合支援協議会ほか1	5
ギャンブル等依存症対策推進計画	ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会	4
健康秋田21計画	健康づくり審議会ほか1	5
第2期歯と口腔の健康づくりに関する基本計画	健康づくり審議会歯科保健分科会	4
第4期がん対策推進計画	健康づくり審議会がん対策分科会	4
県立病院機構中期目標・中期計画	地方独立行政法人評価委員会ほか1	8
循環器病対策推進計画	循環器病対策推進協議会ほか3	13
外来医療計画	医療審議会ほか2	15
医療保健福祉計画	医療審議会ほか15	72
医師確保対策計画	地域医療対策協議会ほか1	7

※上記は現時点での想定で今後調整予定。回数は審議会等とパブリックコメントの実施回数計。

- 1 -

2 計画の内容・手続が全国一律であることによる事務負担

主な支障事例

地域の実情によらず全国一律の計画期間等が定められている

地域ごとに実情が異なる事柄について、一律の計画期間が定められるなど事務負担が過大となっている

➡ 地域の実情に応じて、地方公共団体の判断に委ねることを原則に

事務負担軽減策

漁場計画(海区・内水面)の例

【概要】

- ・ 定置漁業権及び区画漁業権については5年ごと、共同漁業権については10年ごとに漁場計画を策定し、漁協等に対し漁業権を免許している。
- ・ 策定には詳細な漁場利用実態を把握しなければならない上、R2.12月施行の改正漁業法で、すべての漁場計画を5年ごとに策定することとなったため、事務量が多大となり負担が増加している。

【支障事例】

- ・ 本県の漁獲量は約6千tと少なく、水産行政職員も17名と国内最少の中、特に27の内水面漁場の共同漁業権にかかる漁場計画の策定について、全国一律5年ごとの計画期間の設定が負担となっている。

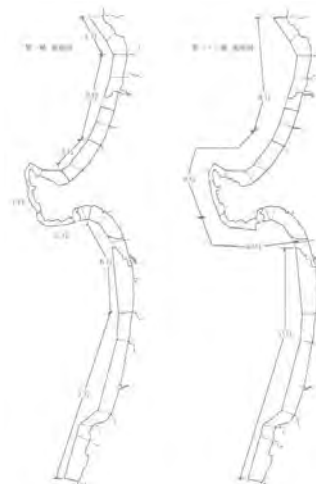
	漁獲量(千t)			順位		水産行政職員(人)		順位
	海区	内水面	計					
北海道	895	7	902	1	北海道	472	1	
茨城県	302	3	305	2	長崎県	177	2	
長崎県	228	-	228	3	千葉県	127	3	
秋田県	6	0.2	6.2	37	秋田県	17	39	

※R2漁業・養殖業生産統計

※H30地方公共団体定員管理調査(海のない8県を除く)

(参考)共同漁業権漁場図

海面



内水面

